

# 歯科の初・再診料について

# 歯科の初・再診料について

## 地域歯科診療支援病院( 1 )

歯科初診料

270点

歯科再診料

69点

( 1 )常勤の歯科医師や歯科衛生士等の配置、紹介率、特定の手術の年間実施件数。歯科訪問診療料の算定患者の受入患者数等について、一定の施設基準を満たす歯科医療を担当する病院

## 一般の病院歯科、歯科診療所

歯科初診料

218点

歯科再診料

42点

歯科の初・再診料は初・再診の際の基本的な診療行為を含む一連の費用を評価したもので、以下のような簡単な検査、処置等の費用が含まれるものと考えられる。

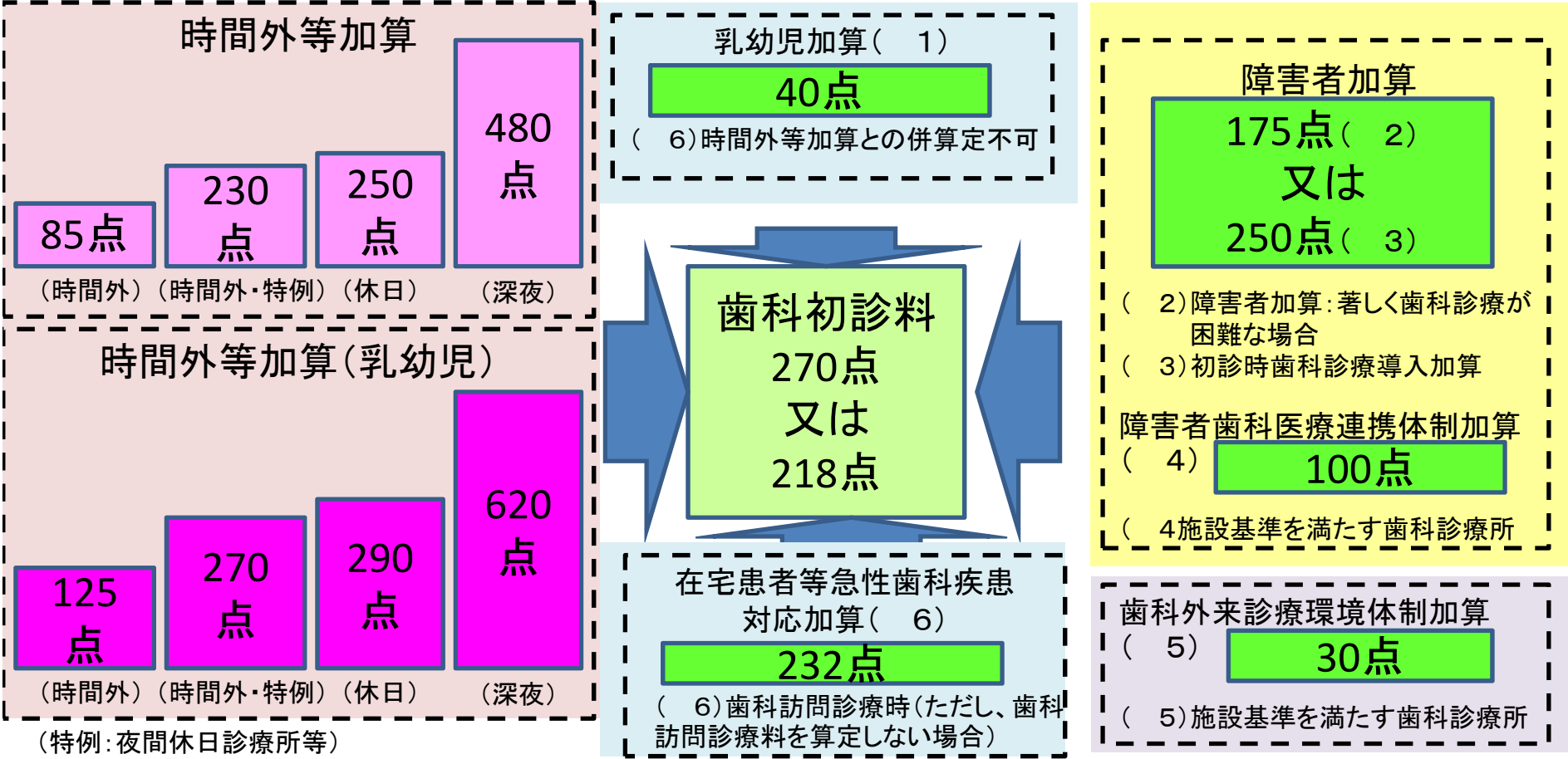
(1) 診察にあたって、個別技術にて評価されないような基本的な診察や処置等

- ・視診、触診、問診等の基本的な診察方法(歯や口腔疾患に係るもの)
- ・第1度熱傷の熱傷処置(歯・口腔疾患に係るもの)
- ・簡単な病理標本作製の費用(歯・口腔疾患に係るもの)
- ・口角びらんの処置
- ・スタディモデル(患者の歯列等の模型) 等

(2) 診察にあたって、基本的な医療の提供に必要な人的、物的コスト

- ・上記に必要な従事者のための人件費
- ・カルテ、基本的な診察用具等の設備
- ・保険医療機関の維持に係る光熱費
- ・保険医療機関の施設整備費 等

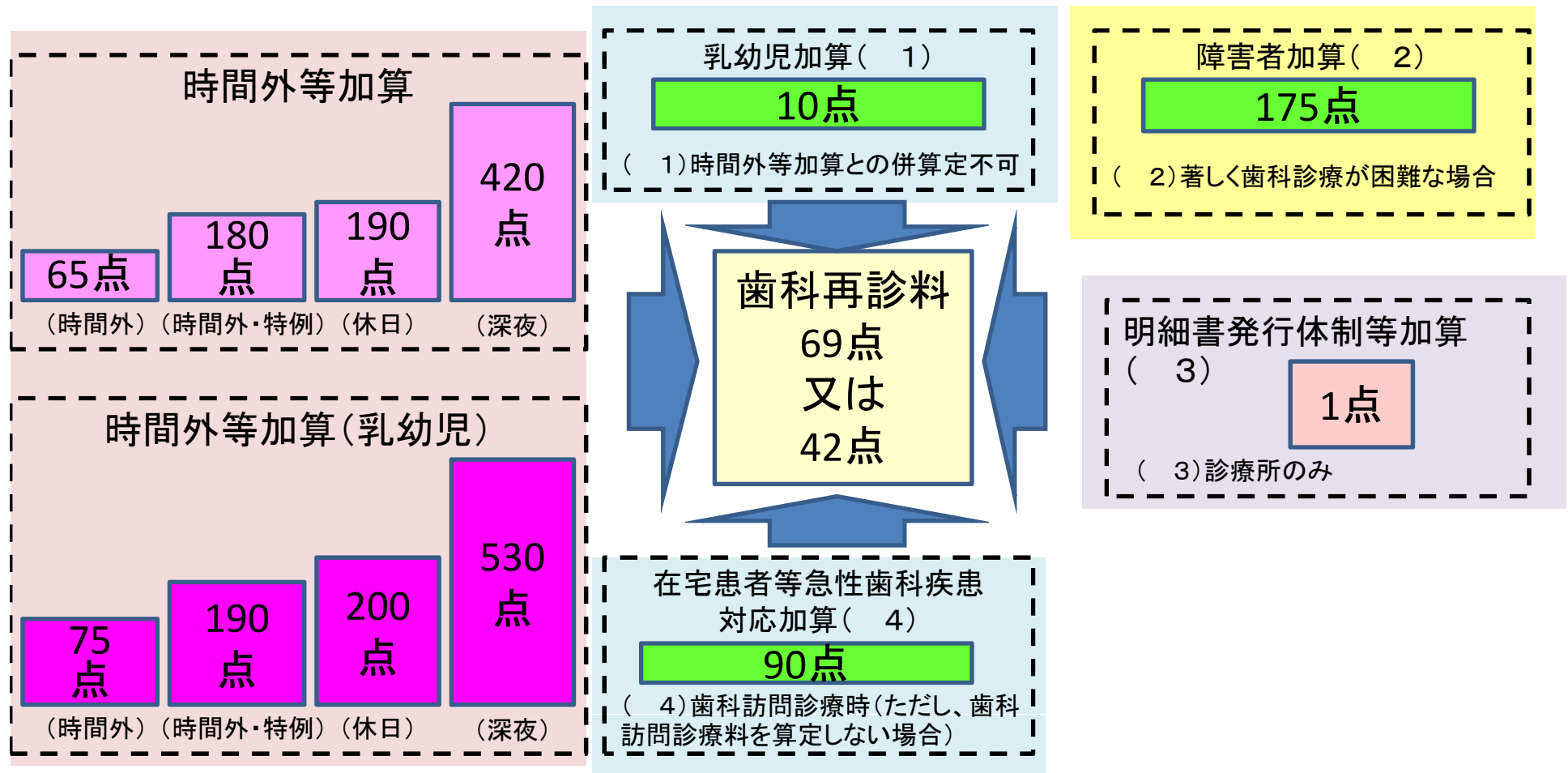
# 歯科初診料の加算について



初診料においては(1)6歳未満の乳幼児の受診、(2)障害者に対する歯科診療、(3)障害者である患者の受入れ、(4)安心・安全な歯科の外来診療の環境体制の整備、(5)歯科訪問診療料を算定しない場合の在宅歯科医療における歯科疾患の急性症状等への対応、に対して加算を行う。

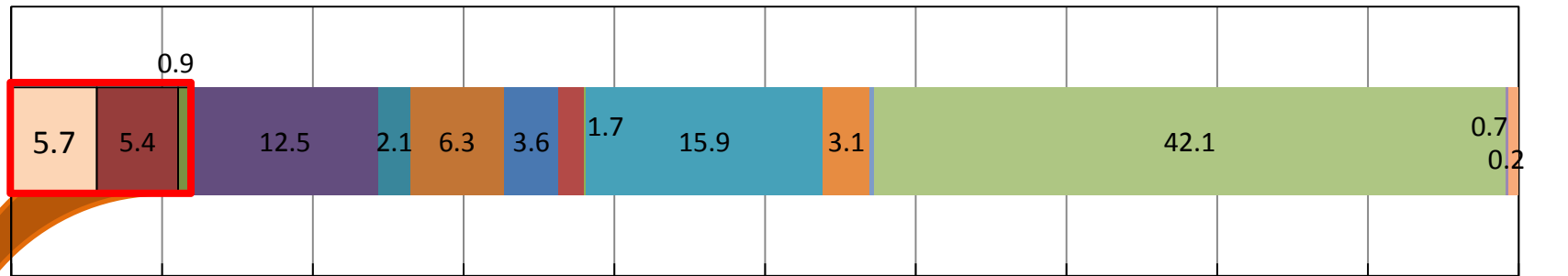
時間外等加算の具体的な時間は、  
 「時間外」:概ね午前6時～8時、午後6時(土曜は正午)～10時(常態的な診療時間は除く。)  
 「休日」:日曜日、祝日、12/29～1/3  
 「深夜」:午後10時～午前6時

# 歯科再診料の加算について



再診料については、(1)6歳未満の乳幼児の受診、(2)障害者に対する歯科診療、(3)明細書の発行、(4)歯科訪問診療料を算定しない場合の在宅歯科医療における歯科疾患の急性症状等への対応、(5)夜間、休日等の受診、に対して加算を行う。

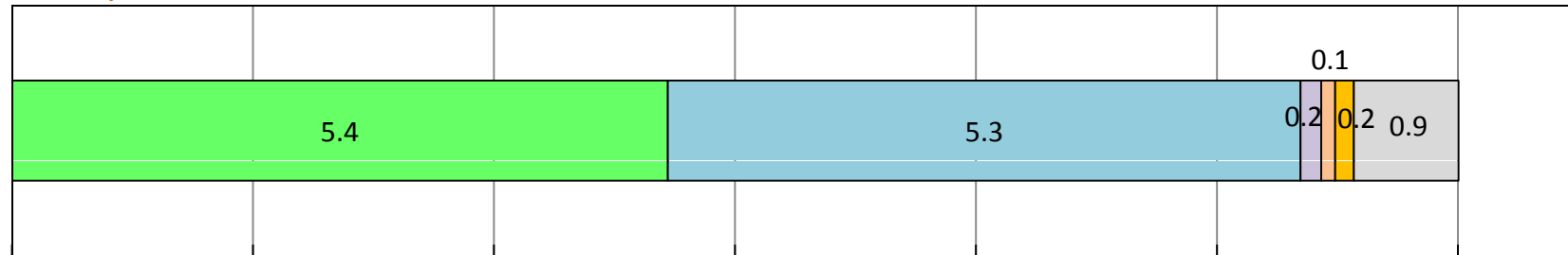
(参考) 歯科医療費の内訳(大分類)



0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

- 初診料等
- 再診料等
- 入院料等
- 医学管理等
- 在宅医療
- 検査
- 画像診断
- 投薬
- 注射
- リハビリテーション
- 処置
- 手術
- 麻酔
- 放射線治療
- 歯冠修復及び欠損補綴
- 歯科矯正
- 病理診断
- その他

(歯科医療費に占める初診料・再診料等の比率)



0% 2% 4% 6% 8% 10% 12%

- 初診料
- 再診料
- 障害者加算
- 歯科外来診療環境体制加算
- その他の加算
- 入院料等

(平成21年度社会医療診療行為別調査)